

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

北海道広尾郡大樹町

○学校名

北海道大樹高等学校

○学校のURL

<http://www.taiki.hokkaido-c.ed.jp>

2. 学校紹介

○学級数

【普通科】各学年2学級

○児童生徒数

【全校生徒】146人（平成24年10月25日現在）
（内訳：1学年51人、2学年49人、3学年46人）

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

「健やかな身体と豊かな心を持ち、自ら学ぶ人間に育てる」

- ・豊かな感受性と確かな学力を持ち、広い視野に立って判断し実践できる人を育成する。
- ・自ら求めて学び、主体的・創造的に自己の向上を図る強い意志を育てる。
- ・基本的生活習慣を身につけ、スポーツに励んで自己の健康増進に努める習慣を身につけさせる。
- ・豊かな心を育み、自制心を養い、他人の気持ちや立場を理解し、個人の尊厳を重んじさせる。

【人権教育に関する目標】

「自分の大切さと共に他人の大切さを認めることができる生徒の育成」

- ・人間としての在り方生き方の自覚を深める。
- ・コミュニケーションスキルの育成を図る。

○人権教育にかかる取組の全体概要

○ 各教科の特質に応じた人権教育に関わる教科指導の在り方

人権教育に関する目標の達成のために、人権教育を推進している学校への視察などを通して、道内外の学校の実践を収集、分析するとともに、教科・科目の公開授業及び授業研究会を実施し、人権感覚を涵養するための教材や指

導内容、指導方法等について研究する。また、授業後のアンケート等を活用するなど生徒の変容を把握し、教材等の検証を行う。これらの研究の成果は、報告書としてまとめるとともに、各種研究会での発表やWebページに掲載するなどして、研究成果を広く公表する。

- 学校行事やホームルーム活動等を通して、望ましい人間関係の形成及び人間としての在り方生き方についての自覚の深化を促す指導の在り方

宿泊研修（1学年）、学校祭（全学年）、強歩遠足（全学年）、見学旅行（2学年）、冬季球技大会（全学年）等を通して、望ましい人間関係を構築する態度や方法を身に付けさせる。

- 総合的な学習の時間等を通して、自己の人生や将来の職業について正しく考察し、意欲を持って自らの人生を切り開く能力や態度を養う指導の在り方
進路のための視察研修（3学年）、インターンシップ（2学年）、プロフェッショナル講演会（全学年）、大学・企業見学（1学年）等を通して、自己の将来を正しく考察するとともに、他者と協力し、共に学び合う姿勢を育む。

3. 特色ある実践事例の内容

◆人権教育に関わる教科指導の在り方に係る研究授業

（取組のねらい、目的）

人間の在り方生き方についての自覚を深めさせるための研究授業を全教科で行い、指導方法等について検証するとともに、それぞれの教科の特質に応じた指導方法等についてホームページ等に公表することで、研究成果の普及を図る。

（取組を始めたきっかけ）

本校ではキャリア教育を推進し、生徒一人一人の勤労観・職業感を涵養するとともに、地域社会に信頼される人材の育成を目指しているが、近年、生徒の問題行動の状況や意識調査等により、規範意識や倫理観が身に付いていない、コミュニケーション能力の不足により人間関係が構築できないという生徒が増加傾向にあった。こうしたことから、個人としての在り方生き方、自他の人格を尊重する心の豊かさの育成を目指すとともに、学校教育目標の一つである「豊かな心を育み、自制心を養い、他人の気持ちや立場を理解し、個人の尊厳を重んじさせる。」を学校教育活動全体を通して達成するために実践することとした。

（取組の内容）

- （1）公民科「現代社会」：『現代社会に生きる私たちの課題』の「科学技術の発達と生命」（3年B組26名）

ドナー患者のために、クローン人間を製造してしまう映画「GATACA」の視聴（6分間）等を用いて、遺伝子工学の社会に与える影響やクローン技術等の生命工学の発達と医療への応用に対する生命倫理に基づく議論の必要性について生徒に考えさせる授業を行った。

- （2）地理歴史科「地理A」：『人々を取り巻く環境』の「多様な民族からなる世

界」(1年A組24名)

映画「ホテル・ルワンダ」の視聴(約10分)等を用いて、民族・人種の定義、民族と国家との関係、民族紛争等についての理解を深めさせ、民族問題の解決には、少数民族文化の尊重や異文化理解が必要であることなどを生徒に気付かせる授業を行った。

(3) 情報科「情報A」『情報を生かそう』の「作者の権利を守るために」

(1年A組24名)

著作権制度の目的を理解し、身の回りにある著作権についての関心を高め、著作権の利用について適切な判断力を養うとともに、社会の発展に寄与する活用法や著作権について他者に適切な助言ができる実践的な態度を育む授業を行った。



「情報A」研究授業の様子

Webの青空文庫や、学校祭で使用するキャラクターを例に上げ、生徒に著作権侵害に当たるかどうかを考えさせたり、都立拝島高校が宮城県の高校に巨大絵(ゴッホ)を送ったことや平原綾香のJupiterがホルストの「惑星」を基にしていることを紹介するなどして、著作物の適切な利用について考えさせた。

(4) 英語科「英語Ⅱ」“Let's write an English poem!”

(3年習熟度別スタンダードクラス18人)

「人権」を単なる知識として理解するのではなく、人権意識の深化を図ることを目的として、①英語詩を創作する、②できた作品をグループ内で発表する、③発表を聞いた生徒が発表者に詩の感想を述べる、という活動の中に、創作した作品から、相手の考えや発想のよさに気付いたり、認め励まし合うためのグループ活動を取り入れた。

(5) 国語科「現代文」『山月記』

(2年A組25名)

文学的な文章について人物・情景・心情を的確にとらえ表現を味わわせる中で、「相手の話を聞く」などの人間性を大切にする態度が人権尊重の精神に通じることを生徒に気付かせる授業を行った。



「現代文」研究授業の様子

(取組の主体や実施体制)

校内の特設委員会として設置した人権教育運営委員会を中心として、全教職員で研究を進める体制を取っている。また、主に地域の教育関係者で構成する人権教育地域運営協議会を発足させ、地域社会との連携を深め、適切な時期に指導助

言をいただくなどの評価を行っている。

(取組を実現するにあたって課題、それに対して講じた工夫)

本校は小規模校であり、担当教員は各教科に1～2名程度であるので、本校だけで教科の特質に応じた指導方法の研究を進めるのは困難である。したがって、地域の教育関係者との連携や、教育委員会から助言者を招く等の工夫を行った。

◆学校行事やホームルーム活動等を通して、望ましい人間関係の形成及び人間としての在り方生き方についての自覚の深化を促す指導の在り方

(取組のねらい、目的)

生徒に、学校外の講師による人権講話などを行い、人権についての正しい知識を身に付けさせるとともに、望ましい人間関係を形成するための態度等を育む。

(取組を始めたきっかけ)

本校のさまざまな学校行事やホームルーム活動等について、人権という視点から取組を見直すことで、より効果的な特別活動の指導内容の工夫・改善を図ることができると考えた。また、新たな行事として、外部講師による「人権講話」を実施することで、広い視野に立った人権感覚を生徒に身に付けさせることができると考えた。

(取組の内容・・・特色ある行事としての「人権講話」)

(1) 平成23年度「第1回人権講話」・・・1～3年生徒146名

講師は釧路地方法務局帯広支局より2名、大樹町在住人権擁護委員3名。

法務局職員からは、DVやハンセン病患者に対する偏見など、さまざまな人権問題についての説明を、人権擁護委員からは、人権侵害による被害者への救済活動など人権擁護委員の役割や活動内容、幼児虐待などの人権侵害事件における被害者救済についての説明を聞き、「将来、もし人権被害にあった場合には、法務局や人権擁護委員まで気軽に相談を」とのアドバイスを受けた。

(2) 平成23年度「第2回人権講話」・・・1～2年生徒95名

講師は、国際社会でボランティア活動を行っている公益財団法人所属の2名。

講師から、インドやフィリピンで生活するストリートチルドレン、マザーテレサの施設「死を待つ人の家」の人々やスモーキーマウンテンのスカベンジャーの様子などから、彼等がどのような環境の中で生活しているのかを知るとともに、彼等の夢がささやかであたたかく、純粋であること、そこにボランティアとして行った多くの日本人が強い衝撃を受け、その後の人生に大きな影響を与えられたことなど、パワーポイント資料等を用いて分かりやすく説明してもらった。最後に講師から、「人の痛みを自分の痛みと感じられる心の豊かな人に」とのメッセージをいただいた。

(3) 平成24年度「第3回人権講話」・・・1～3年生徒147名

講師は、広島被爆体験者で現在は広島平和記念資料館ボランティア・ガイド。

自分のことを「スピリッツ・ドナー」すなわち「魂（スピリッツ）の伝承者（ドナー）」だと語る講師から、生徒に被爆体験者で存命の方が年々少なくなっている中で、戦争を知らない若い世代にヒロシマのことを自分のこととして考えてもらいたいとのメッセージをいただいた。

(取組の主体や実施体制)

研究授業と同じく、校内の人権教育運営委員会を中心に全教育職員で取り組んだ。今後は評価については、教職員による自己評価と地域運営協議会による外部評価を実施し、今年度の取組の成果と課題を検証し、次年度に向けて各担当、分掌において取組の見直しを図りながら、より効果的で実態に即した特別活動となるよう工夫・改善を図ることとしている。

(取組を実現するにあたって課題、それに対して講じた工夫)

講師の人選、費用、実施時期、講師との連絡調整、教科・科目の授業時間数と行事の時数のバランス等、実施に当たって留意すべき点はあるが、このような特別活動を活用した人権教育を実施することにより、生徒の人権感覚は確実に磨かれていくため、今後一つひとつの行事のねらいを明確にして行うことが大切である。

4. 実践事例の実績、実施による効果

(取組の実績)

本校では、全教科で人権教育の研究授業を実施している。平成23年度は地理A、現代社会、情報Aの3科目、平成24年度には現代文、英語Ⅱですでに研究授業を実施しており、後期に保健体育科、家庭科の2科目も研究授業を予定している。全教職員が人権教育についての研鑽を積み、授業改善の意識が高揚している。

また、研究指定を受けた2年間で、生徒には、授業の中で他者の意見を聞く際に傾きが見られるようになったり、少数の意見も尊重するといった態度や意識の変化が見られるようになってきた。

教科・科目の授業以外での取組としては、1学年の宿泊研修において、人間関係づくりのトレーニングに多くの時間をかけ、互いを尊重し、他者を思いやる精神の育成に努めており、1学年の段階から他者を認め合う雰囲気がクラスに形成されており、さらには学年の境を超えて、生徒同士声を掛け合う様子が学校生活の多くの場面で見られ、いじめの未然防止にもつながっている。

学校行事も人権教育と関連付けて展開していることで、他者を思いやる意識が高まっており、ボランティアに参加する生徒も年々増加している。

(取組が効果を上げた実際の事例)

◆人権教育に関わる教科指導の在り方に係る研究授業

(1) 公民科「現代社会」:「現代社会に生きる私たちの課題」の「科学技術の発達と生命」

生徒は、臓器移植や代理出産等、技術の進歩と、それらからもたらされる生命倫理の課題について国や国際的な協議の場での論議の必要性を理解した。

(2) 地理歴史科「地理A」:『人々を取り巻く環境』の「多様な民族からなる世界」

生徒は、人間一人一人の命の重さについて再考するとともに、世界各地で起きている民族紛争の解決に向け、自分たちにできることは、異文化への理解や少数民族文化の尊重であることに気付くことができた。

(3) 情報科「情報A」『情報を生かそう』の「作者の権利を守るために」

生徒は、著作権制度の目的や著作物の適切な利用について理解するとともに、授業後に「著作物から作者の思いを意識するようになった。」という感想を持つなど、人への思いやりを育む態度が養われた。

(4) 英語科「英語Ⅱ」“Let’s write an English poem!”

生徒の作品には、友達や家族への感謝を表現したものが多く、生徒は友達や家族など身近な存在の「人権」を意識出来るようになった。また、ペアワークによるコーチングとカウンセリングにより、パートナーシップが涵養され、相互を尊重しあう態度が養われた。

(5) 国語科「現代文」『山月記』

授業後の生徒アンケートでは「信頼関係を築くことは難しいけれど、人の話をきちんと聞き入れてあげることが第一歩だと思った。」等の意見が寄せられた。

この授業をきっかけに、生徒の「聞く態度」が変化し始めた。例えば、ある生徒が教科書を音読する際の読み間違いを、そのままにすることなく隣の席の生徒が指摘してあげるという望ましい相互扶助の行為が見られるようになった。小説教材は主人公と自分を比べながら自己を振り返ることが可能であり、人権教育の最初の教材として大いに利用できることを再認識することができた。

◆学校行事やホームルーム活動等を通して、望ましい人間関係の形成及び人間としての在り方生き方についての自覚の深化を促す指導の在り方

(1) 平成23年度「第1回人権講話」

生徒からは「最近は自分の権利ばかりを主張して…という言葉が『その通り』すぎて、泣けてきました。」との感想が聞かれるなど、生徒は、現代社会の実情と生徒の実生活を照らし合わせながら、地域のさまざまな機関が人権擁護に取り組んでいることを理解するとともに、他者への関心を高めることで人権を守ることができることを学ぶことができた。

(2) 平成23年度「第2回人権講話」

生徒からは「世界中の人々が幸福に日常を暮らせるように、何かできたらと思いました。」との感想が聞かれるなど、生徒は、インドやフィリピンで生活するス

トリートチルドレン、マザーテレサの施設「死を待つ人の家」の人々の現実を理解するとともに、人権が守られていることの大切さや必要性などを学ぶことができた。

(3) 平成24年度「第1回人権講話」

生徒からは「原子爆弾という人間が作り出した過ちはこれから生きていく上で忘れてはならないことで、これを教訓とし、よりよい世界にしていかなければならないと思う。」との感想が聞かれるなど、生徒は、原爆の悲惨さと平和な世界の実現の大切さについて学ぶことができた。

5. 実践事例についての評価

(取組についての評価及びそう評価する理由)

今年度の研究がスタートするにあたり、全校生徒147名(H24.5.1 現在)を対象にアンケートを実施した。使用したアンケートは、福岡県教育研究センターが平成16年度～平成19年度にかけ研究開発した「人権意識アンケート」である。

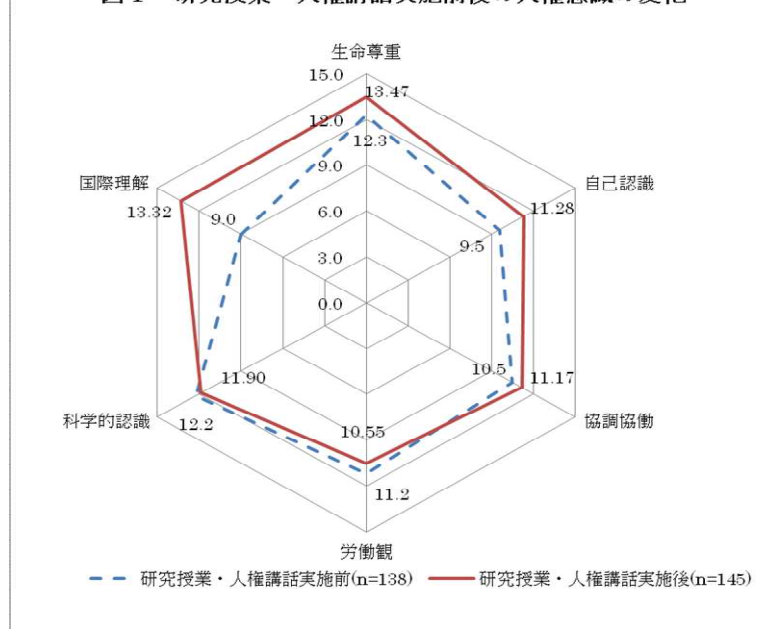
福岡県教育委員会が人権教育の指導目標としている6領域、生命尊重、自己認識、協調協働、労働観、科学的認識、国際理解における「認識」と「行動意図」を把握することができるものであり、主に小学校や中学校における集団の特徴を把握し、教育活動の改善・充実に活かすことを目的としている。本校においては、人権教育の成果(生徒の変容)を図る指標として用いている。

今年度の主たる取組である研究授業(国語科、英語科)と平成24年度第1回人権講話実施前後の全校生徒の人権意識の変化を図1に示した。研究授業・人権講話実施前後を比較すると、「生命尊重」、「自己認識」、「国際理解」の項目において、数値の変化が大きく、意識の高まりが見られている。特に、「国際理解」の変化が顕著であり、今

回の人権講話が、ヒロシマの被爆体験者の話であったことも大きく影響したと考えられる。

それぞれの国の歴史や文化を理解し、平和な世界の実現に努めるべきだと考える生徒が多くなった結果と考えられる。

図1 研究授業・人権講話実施前後の人権意識の変化



また、本校では英語科の授業において全学年で習熟度別授業を実施しており、週に1回ALTによる授業も実施している。人口6千人程度の小さな町にある学校であり、町内で外国の人と会う機会はほとんどない。授業における外国語への理解や、ALTと授業中や休み時間などでコミュニケーションを図れることも「国際理解」の意識が高まった一因と考えている。

(保護者や住民からの反応)

地域住民には、日頃から学校便り（年6回発行、大樹町には町の広報と合わせて全戸配布される）やホームページを通して、本校の教育活動について情報を発信しており、特に昨年度と今年度に関しては、人権教育についての内容を多く取り上げている。また、地域のPTA連合会、商工会、農協、漁協等の地域の会議や会合の際には、本校の人権教育についての取組をPRするようにしている。その結果、地域での本校の人権教育指定校としての認知度は高い。人権教育に関わる学校行事の多くは、保護者や地域住民、教育関係者に公開しており、町民が一般参加者として人権講話などを聞きに来校することもある。

(現在、実施にあたって課題と感じていること)

教科・科目の授業を通じた人権教育の推進については、現在、一定の成果が見られるが、地域の教育関係者との連携を深め、より効果的な学習内容や指導方法等について工夫・改善を図る必要がある。また、特別活動に関しては、生徒が自然と人権感覚を身に付けることができるよう、主体的で活動的な学習を計画、実践していく必要がある。

【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

北海道大樹高等学校

人権教育の実践を通して、人間としての在り方・生き方の自覚を深めようとしている事例である。人権教育が単なる予防教育ではなく、人間の在り方・生き方に迫る人間教育であることを再認識させるうえで示唆に富んでいる。

また、日々の授業実践に重きを置く中で、人権教育の実践を各教科に広げるという視点を明確にし、ホームルーム活動や特定の教科に限定せず、「現代社会」「地理」「情報」「英語」「国語」など、多くの教科・科目にまで広げている点が重要である。このことは当然といえば当然のことであるが、研究指定を受けている・いないにかかわらず、すべての学校が生かすべき視点であろう。

さらには、地域のPTA連合会・商工会・農協・漁協等、地域の様々な組織とつながりを持ち、地域に向けて発信を続けている点や、学校の取組を保護者・地域住民に公開することで、人権講話に一般市民が足を運ぶまでになっている点などが特筆される。